

地域の助け合いが大切です！

災害時における避難行動要支援者の

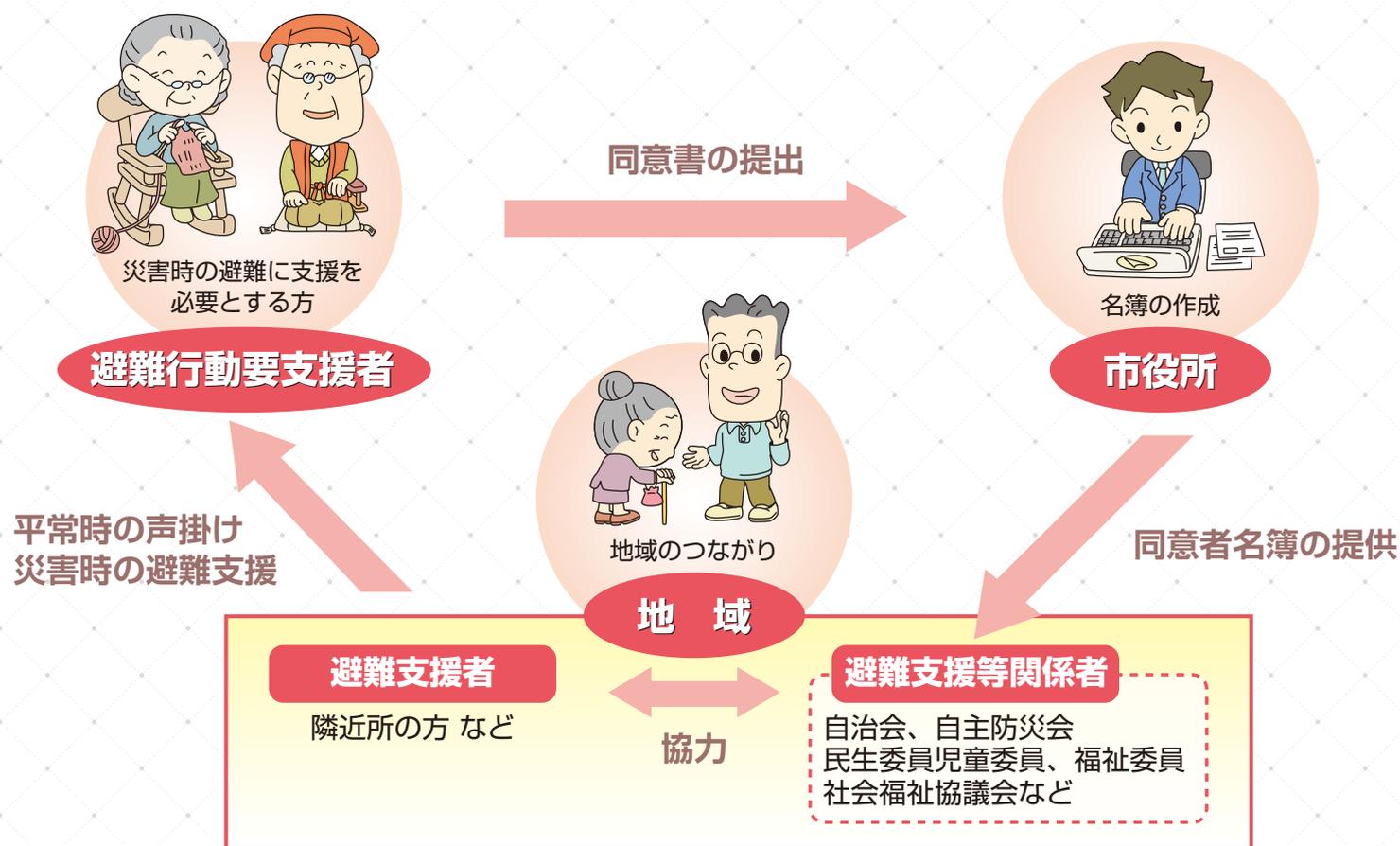
避難支援について

災害対策基本法の一部改正に伴い、

「福井市災害時要援護者避難支援制度」から「福井市避難支援プラン」に変更となりました。

仕組み

高齢者や障がいをお持ちの方など、災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立っています。



支援の対象者（避難行動要支援者）

●次の方が制度の対象です。

- 1 身体障害者手帳1・2級（総合等級）をお持ちの方
- 2 療育手帳Aをお持ちの方
- 3 要介護認定3～5を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- 5 福井市ひとり暮らし等高齢者登録資格認定者の方
- 6 その他、自力で避難をすることが困難な方

家族からの支援を受けることができる方や施設・病院などへの長期入所・入院の方は除きます。

名簿の配付先

作成した名簿は、自治会・自主防災会・民生委員児童委員・福祉委員・社会福祉協議会・地域包括支援センター・消防機関・警察機関に提供します。

避難支援が必要な方は…

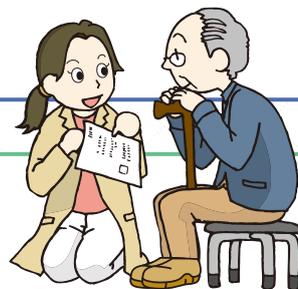
日頃から地域へ情報提供するためには、市役所へ同意書の提出が必要です。

**受付
窓口**

危機管理室、地域福祉課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健センター
※郵送での提出も可能です（郵送の場合は、危機管理室宛てに送付してください）

【同意にあたっての注意】

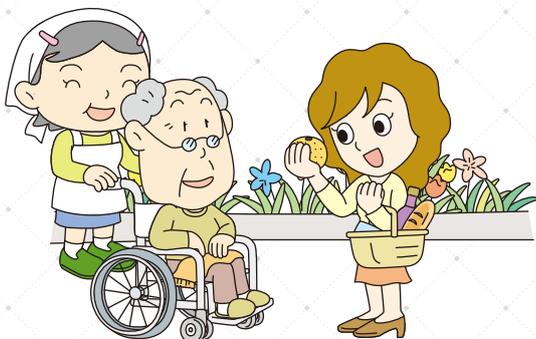
地域に情報を提供していても、災害の状況などにより、支援を受けられない場合もあります。
また、支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、
普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。
自治会に加入されていない方は、加入することをお勧めします。



地域のみなさまへ

災害が発生したときには、地域の支え合いが力を発揮します。
災害時の避難支援を必要としている方が地域にいることを理解いただき、自治会などから避難支援者としての依頼があった際には、ご協力をお願いします。

この制度は地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。
災害時はご自身やご家族の安全を確保の上、可能な範囲での協力をお願いします。



**地域のみなさんの助け合いで、
「安心して暮らせるためのまちづくり」
のご協力をお願いします。**

【問い合わせ先】

福井市役所 総務部 危機管理室

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL(0776)20-5234 FAX(0776)20-5235

